

令和6年度
(2024年度)



宮崎市 移住支援給付金制度

移住支援給付金制度とは、宮崎県外から宮崎市へ移住して就業又は起業等をされた方に支給される制度です。
移住支援金を受給するためには、下記の要件に該当し、宮崎市への申請が必要です。

【宮崎市移住支援給付金】

移住前の10年間のうち、通算5年以上かつ直前1年以上東京23区に在住していた方、又は東京圏（東京都23区外、神奈川県、千葉県、埼玉県）のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていた方であること。※東京23区内に直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上在住の方は、通勤の要件は不要です。

○2人以上の家族・世帯の場合
100万円

(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は200万円)

○単身者の場合
60万円

【宮崎市ひなた暮らし実現応援事業費給付金】

宮崎市移住支援給付金の対象とならない東京圏、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、大阪圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）及び福岡県が対象。宮崎市へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上かつ直近1年以上対象エリアに在住している。なおかつ対象エリアの事業所へ通算5年以上通勤している。

○2人以上の家族・世帯の場合
100万円

(18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は200万円)

○単身者の場合
30万円

■その他の移住元要件

- ※1.事業所に就業していた方は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。
- ※2.個人事業主または経営者として通勤していた方は、開業届済証明書等、会社としての納税証明書等が必要となります。
- ※3.大都市圏等の大学等へ通学し、大都市圏等の企業等へ就職した場合、通学期間も移住元としての対象期間とすることができます。

※令和5年4月1日～6月22日に宮崎市に転入された方へ

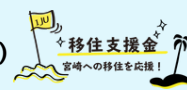
下記の通り、転入された日によって適用される要件が異なりますのでご注意ください。

	令和5年4月1日～6月22日以前に転入された方	令和5年6月23日以降に転入された方
転入	移住支援金の申請時において、 転入後3ヶ月以上1年以内 であること。	移住支援金の申請時において、 転入後1年以内 であること。
就業	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して 3ヶ月以上在職している こと。	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて 就業している こと。

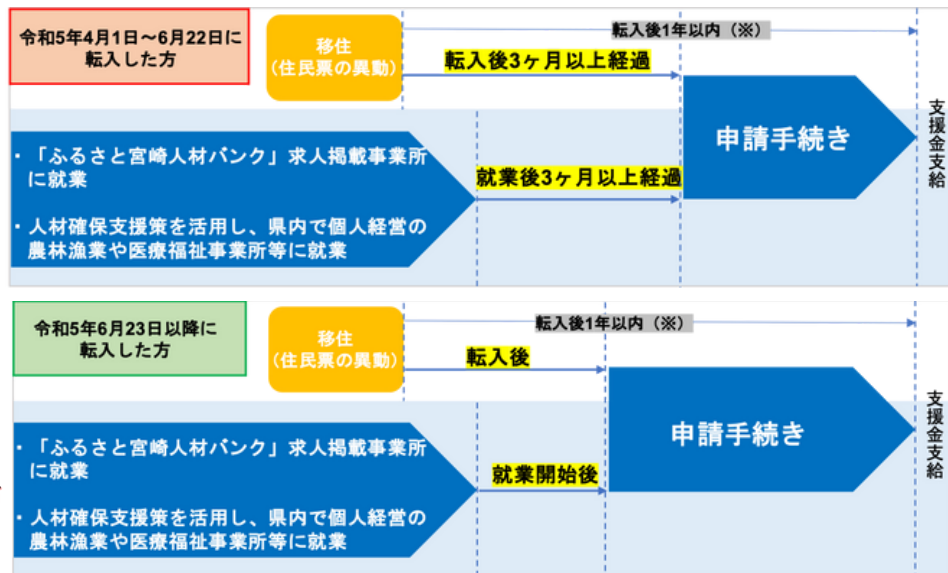
※申請の受付は宮崎市移住センターにて行います。事前のご予約をお願いします。

宮崎市移住センター
☎0985-44-1042

■開設時間
月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝・休日及び12月29日～1月3日を除く)
〒880-8505 宮崎県宮崎市橘通西1-1-1 宮崎市役所第二庁舎5F



移住支援金 交付までの流れ



申請可能な期間は 宮崎市へ転入後1年以内！

※移住支援金の申請日から、5年以内に宮崎市から転出や、1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合給付金の返還義務が発生します。

就業に関する要件

- ・ふるさと宮崎人材バンクに「移住支援金対象」と表示されている求人に応募・就業していること。
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- ・移住支援金の申請日から5年以上勤務する意思を有すること。
※申請日から1年以内に交付要件を満たす職を辞した場合、給付金の返還義務が発生します。
- ・新規雇用であること。
- ・就業者の3親等以内の親族が代表等を務める事業所ではないこと。
- ・プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を活用した場合及び、テレワークで引き続き業務を実施する場合も支援金の対象となります。

支援金の対象となる選定企業の求人情報等は【ふるさと宮崎人材バンク】からご確認ください。



テレワークに関する要件

- ・所属先企業等からの命令ではなく**自己の意思により移住した場合**であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- ・地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- ・所属企業等と**週20時間以上の無期雇用契約**（これに類する雇用形態と市長が認めるものを含む）に基づいて就業している者または個人事業主であること。
- ・勤務先部署の所在地が**移住前の所在地と同一**であること。

起業に関する要件

起業をされた方とは、みやざき地域課題解決型起業支援事業費補助金の交付決定を受けた者に限ります。それ以外の起業・創業は、本市では対象外となります。

詳しくは【宮崎県産業振興機構】へご確認ください。



■世帯に関する要件

次にあげる事項全てに該当する場合、世帯向けの金額を申請することができます。

- ・申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県において移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後に転入したこと。
- ・申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後1年以内であること。

■その他の要件

- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ・日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ・その他、県又は申請者の居住する市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

移住支援金は予算に限りがあるため、先着順で受け付け、内容を確認の上、給付を決定します。予算枠に達し次第終了となります。